

# 税金の話

## 税源移譲で

# 平成19年から 住民税が変わります

問い合わせ先  
税務課住民税係  
☎(48)111  
(内220)

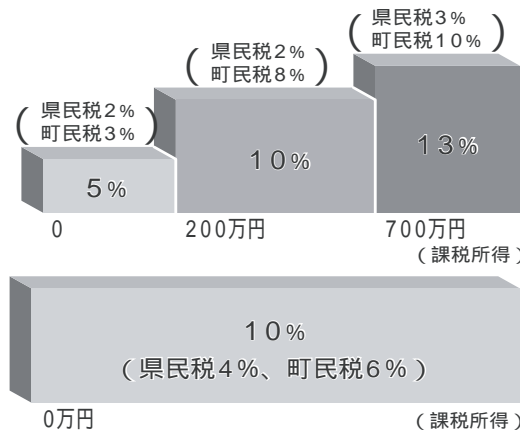
国は、地方にできることは地方に」という方針のもと、「国庫補助負担金を減らす」「税源を地方に移譲する」「地方交付税を見直す」ことを柱に三位一体改革を進めてきました。その一環として平成19年から、国の所得税から地方の住民税へ三兆円の税源移譲が行われます。

### Q どう変わるの？

A

住民税所得割の税率が一〇%（町民税六%、県民税四%）に統一されます。住民税所得割は現在、三段階の税率になっています。これからは所得の多い少ないにかかわらず一律一〇%に変わります。

平成十九年六月納付分から適用されます。



### 税負担は

### どうなるの？

Q

A

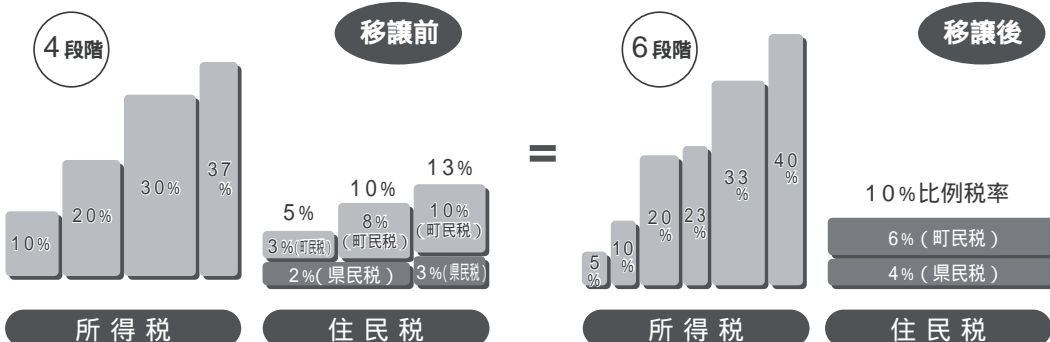
税源移譲によって住民税が増えても所得税が減るため、納税者の負担は基本的に変わりません。ほとんどの方は、一月分から所得税額が減り、六月からの住民税額が増えることになります。しかし、税源の移し替えなので、「住民税+所得税」の納税者の負担額は基本的に変わりません。

住民税所得割が一〇%に統一されるのに伴い、国が集める所得税の税率も見直されます。住民税については最低税率を五%から一〇%に引き上げ、最高税率は一三%から一〇%に引き下げとなっていますが、所得税は最低税率を一〇%から五%に引き下げ、最高税率は三七%から四〇%に引き上げとなります。

人的控除（配偶者、扶養、基礎控除など）による減額措置もとられます。所得控除額が、住民税より所得税の方が多いため、税率の改正で住民税、所得税の負担が増えないように調整されます。

住宅借入金等特別控除の適用  
税源移譲に伴い、平成二十年度の住民税から、住宅借入金等特別控除

個々の納税者の負担合計額は同じ



の適用を受けている方で、所得税率の変更により、所得税額から特別控除額を差し引いた後、控除残額が生ずる場合は、本人の申告により住民税から控除残額に相当する金額を減額し、住民税、所得税の負担が増えないように調整されます。